

宿 泊 約 款

2016.10.01

第1条 （適用範囲）

1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条 （宿泊契約の申込み）

1. 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出て頂きます。
2. 宿泊者名
3. 宿泊日及び到着予定時刻
4. 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
5. その他当ホテルが必要と認める事項
6. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第3条 （宿泊契約の成立等）

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときはこの限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるとときは3日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが規定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残金があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条 （申込金の支払いをしないこととする特約）

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込を承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条 （宿泊契約締結の拒否）

1. 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
2. 宿泊の申込が、この約款によらないとき。
3. 満室により客室の余裕がないとき。
4. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
5. 宿泊の申込みをしようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による暴力団及びその構成員ならびにその関係者、その他の反社会的勢力であると認められるとき。
6. 宿泊の申込みをしようとする者が暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
7. 宿泊の申込みをしようとする者が、法人でその役員のうち暴力団員に該当するものがあるもの。
8. 宿泊の申込みをしようとする者が、宿泊に関してまたは当ホテル内で、暴行、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博行為、使用禁止薬物の所持もしくは使用、他の利用客に著しく迷惑を及ぼす行為、その他法令公序良俗に反する行為をするおそれがあるとき。
9. 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
10. 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
11. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
12. 宿泊しようとする者が泥酔者で、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められたとき。あるいは宿泊客が他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。（大阪府旅館業法施行条例第5条）

第6条（宿泊客の契約解除権）

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いにより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときは除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるにあつて、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知した場合に限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条（当ホテルの契約解除権）

当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

1. 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
2. 宿泊客が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による暴力団及び構成員、並びに関係者、その他の反社会的勢力であると認められたとき。
3. 宿泊客が宿泊に関して、または当ホテル内で暴力、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博行為、使用禁止薬物の所持もしくは使用、他の利用客に著しく迷惑を及ぼす行為、その他の法令公序良俗に反する行為をする恐れのあるとき。
4. 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められたとき。
5. 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
6. 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
7. 宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。
8. 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
9. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けてない宿泊サービス等の料金は頂きません。

第8条 （宿泊の登録）

宿泊客は、宿泊当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

1. 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
2. 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日（確認のためパスポートのコピーを取らせていただきます。）
3. 出発日及び出発予定時刻
4. その他当ホテルが必要と認める事項
5. 宿泊客が第12条による料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等の通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第9条 （客室の使用期間）

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌日の午前10時までとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に應じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
3. 午後2時までは 1時間1,000円（税別）
4. 午後2時以降は 客室利用料金の100%

第10条 （利用規則の遵守）

宿泊客は、当ホテルにおいては、当ホテルが定めてホテル内に提示した利用規則に従っていただきます。

第11条 （営業時間）

当ホテルの施設の営業時間は、原則として以下の通りとします。その他の施設などの営業時間は各所の掲示、客室内のサービス説明書などでご案内いたします。

フロント対応 24：00まで

門限 なし

第12条（料金の支払い）

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わる方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて清算していただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第13条（当ホテルの責任）

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えた時は、その損害を賠償します。ただし、それば当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルは、消防機関から認定通知書を受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第14条（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了承を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについての、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第15条（寄託物等の取扱い）

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品については、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは、5万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについては、当ホテルの故意又は重大な過失がない限り、滅失、毀損等の損害が生じたとしても当ホテルでの責任は負いかねます。

第16条 （宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合、又は、所有者が判明しない場合は、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の規定に前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。
4. 当ホテルの判断で処分するもの（飲食物、および雑誌など）は即日処分いたします。

第17条 （駐車場の責任）

宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第18条 (宿泊客の責任)

宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったとき、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

【別表第1】 宿泊料金等の内訳 (第2条第1項及び第12条第1項関係)

内訳		
宿泊客が 支払うべき総額	宿泊料金	基本宿泊料金 (室料 (又は室料+朝食料))
	追加料金	飲食代 (又は追加飲食 (朝食以外の飲食料)) 及び その他の利用料金
	税金	消費税

備考：

税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

基本宿泊料金はフロントに掲示する料金表によるものとします。

【別表第2】 違約金 (第6条第2項関係)

一般	14名まで	不泊：100% / 当日：80% / 前日：20%
団体	9室以下	不泊：100% / 当日：80% / 前日：20% / 9日前：10%
	10室以上	不泊：100% / 当日：100% / 前日：80% / 9日前：20%

(注) 1.%は基本宿料に対する違約金の比率です。

2.契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。

3.団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込をお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については、違約金はいただきません。

利 用 規 則

ホテルPLAZA21では、宿泊約款第10条に基づき、当ホテルの品位を保ち、またお客様が当ホテルに滞在中に快適にかつ安全にお過ごしいただくことを目的とした利用規則を下記の通り定めておりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。万一この規則に対してご協力いただけなかった場合は、宿泊約款第7条第1項により、客室及び当ホテル内の諸設備のご利用をお断り申し上げることがあります。また、お客様のご協力が得られなかった結果生じた事故については、当ホテルでは責任を負いかねますので、その旨ご了承くださいませようお願い申し上げます。

当ホテルは全館禁煙となっております。喫煙は喫煙所をお願いいたします。

ホテル内での暖房用、炊事用等の火器はご使用にならないでください。

ホテル内に次のようなものをお持ち込みにならないでください。

1. 動物などその他のペット類一般（但し、盲導犬を除きます。）
 2. 悪臭・異臭を発生するもの
 3. 著しく多数量な物品
 4. 火薬・摘発油等発火又は引火しやすいもの
 5. 所持を許可されていない鉄砲、刀剣類
 6. その他、他のお客様の安全性を脅かす物件と認められるもの
- ホテル内ではたばこまたは風紀を乱すような行為はなさないでください。
 - ホテル内で他のお客様にご迷惑を及ぼすような高声、放歌、または喧騒な行為はなさないでください。
 - 睡眠薬その他の薬物の使用により、他のお客様あるいはホテルに迷惑をかける行為はおやめください。
 - 他のお客様に不快感を与えたり、迷惑をおかけするような疾病をお持ちの方のホテル利用はお断りさせていただきます。
 - ホテル内の諸設備物品を当ホテルにご相談なく他の場所へ移動させる等、現状を変更するようなことはなさないでください。
 - 不可抗力以外の事由により建造物、家具、備品その他の物品を損傷、紛失、あるいは汚染された場合には、相当額を弁償していただくことがあります。
 - 客室を当ホテルの許可なしに宿泊および飲食以外の目的にご使用にならないでください。
 - ホテル内の営業施設以外の場所に許可なく立入ったり、立入りを強要なさないでください。
 - ホテル内に当ホテルの許可なしに飲食物をお持ち込みになったり、外部から出前をおとりになることはなさないでください。
 - ホテル内では当ホテルの許可なしに、広告物の配布、掲示または物品の販売等はなさないでください。
 - 廊下はロビー等の場所に所持品を放置なさないでください。
 - ホテルの外観を損なうようなものを窓側に陳列なさないでください。

- お買い物代、切符代、タクシー代、郵便切手代、お荷物送料等のお立替えはお断りさせていただきます。
- お忘れ物、遺失物の処理は法令にもとづいてお取り扱いさせていただきます。
- ご予約のない場合または宿泊当日のご予約は原則としてお預り金を申し受けます。
- ご宿泊に際し現金、貴金属等の貴重品については、当ホテルは一切責任を負いかねます。
- ホテル内のレストラン、バー等をご署名によってご利用される場合は、客室の鍵又は宿泊カードをご提示ください。
- 客室内よりお電話をご利用の際は施設利用料が加算されますのでご了承ください。尚、公衆電話は1階にございます。
- ご訪問客と午後10時以後の客室内でのご面会をご遠慮願います。
- 未成年者のみのご宿泊は特に保護者の許可のない限りお断りさせていただきます。
- ご予定の宿泊日数を変更なさる場合は、予めフロント係員にご連絡ください。ご延長の場合はそれまでのお支払いをお願い申し上げます。
- ご滞在中、フロントからお勘定書の提示がございましたらその都度お支払いください。
- 料金のお支払いは通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、クーポン券、若しくはクレジットカードによりフロントにてお支払いください。尚、小切手などでのお支払いには応じかねますのでご了承ください。
- ホテル内で撮影された写真等を営業上の目的で公になさることは、法的処置の対象となることがありますのでご注意ください。
- 勝手ながら所定の税金のほかお勘定の10%をサービス料として加算させていただきます。従業員への心づけはご辞退申し上げます。
- ゆかた、パジャマ、スリッパなどで廊下等客室外にお出にならないでください。